

## 法科大学院の論点

國學院大學法科大学院教授・弁護士

今井秀智

### [第21回] 臨床法学教育としての「法教育」授業の実践

法学セミナー  
2012/07/no.690

#### 1 なぜ法科大学院生が 法教育授業を担うのか

「法教育」とは、一般に「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」とされ、裁判員裁判導入等の一連の司法制度改革に伴い、国民一人ひとりが、自由で公正な社会の担い手となるために欠くことのできない資質の育成を目指すものとして広がりを見せている。学校現場では、新学習指導要領により、2011年度から、順次、小・中・高等学校において、法教育のより一層の充実が求められることになったが、それは、ますます複雑多様化する現代社会において、可塑性ある児童・生徒のうちから、法と社会の接点に目を向けさせることが、将来の主権者を育てるという点において重要な意義を持つとの認識によるものである。

法教育を行うには、学校関係者と法曹関係者の連携が不可欠であることは論を俟たない。これに対応して、弁護士会や法務省等の法曹関係者が様々な形で学校現場を支援しているが、それぞれが想起する法教育の意義・内容に齟齬があることや、そもそも法教育の担い手が不足していることなどから、十分な支援がなされていない現状がある。そこで、もし、その齟齬が埋まり、この支援が法科大学院の学生にも担えるものとするのであれば、全国的な法教育の普及・発展にとって極めて大きな契機となろう。

私が教鞭を執る國學院大學法科大学院では、学内に東京弁護士会の公設事務所である渋谷パブリック法律事務所が併設されており、所属弁護士らが研究者教員とともに、臨床法学教育（リーガルクリニック）をサポートし、法科大学院生に対し「理論」と「現場」を結びつけた有機的な実務教育を施している。私は、この

臨床法学教育のもう一つの柱として、法科大学院生が学校に向いて法教育を実施する授業を採り入れることができないか、かねてより関心を持っていた。つまり、法科大学院の学生が、座学で学んだ法律知識や法的思考を自分たちの後輩である子どもらに教え伝えることは、生の事件を通して知識や理論を実践的に使いこなすクリニックと同じ側面を持っている。否、若者たちが法的な紛争に巻き込まれないようにとの予防法的なアプローチから、ロースクールの学生が教師と協力しながら子どもたちに法を教えるスタイルで展開されてきたアメリカのストリートローは、貧困者層に対し廉価で良質なリーガルサービスを学生が提供するものとして発達してきたリーガルクリニックと同様、まさしく臨床法学教育そのものなのである。この点、すでに、法科大学院が発足した2004年当時から、大村敦志東京大学教授が顧問をされている東京大学法科大学院の学生有志により「出張教室」が行われており、そのすばらしい成果が報告されているところである<sup>1)</sup>。

他方、法務省の「法教育研究会報告書」においても、「将来的には、法教育を法科大学院のクリニックの一つとして位置付けることも視野に入れて検討し得るところであるが、これは法教育自体が相当に確立することが前提となる。」<sup>2)</sup>とされている。つまり、法科大学院生が法教育授業を担うことは、一方で、新学習指導要領に則って児童・生徒に法教育を施すことにより、子どもたちの法的素養（リーガルリテラシー）を育成するとともに、他方で、法科大学院生に対しても実務法曹の養成においてより有意的な教育効果が期待できるということである。

このような状況を受けて、私は、法科大学院における正規のカリキュラムとして、法教育授業を「実務基礎科目群」に組み込むことの可能性と可否を探って、都内公立中学校において、実験的に法科大学院の学生

らによる法教育授業を实践した。本稿ではその模様を紹介するとともに、法教育授業がもたらす法科大学院の将来あるべき姿についての考察を試みたい。

## 2 法教育授業実施の概要

### [1] 準備段階

本授業は正規の授業ではないため有志を募ったところ、2年次を中心に10数名の学生が賛同した。実施協力校である渋谷区立鉢山中学校（指導担当は大内弘全教諭）は、地域柄1学年1クラス（生徒数30名前後）の少人数校であったので、2年生と3年生向けに法教育授業を行うことにし、学生らをAグループとBグループの2つに組分けした。

学生らは、夏期休暇に入った2011年8月にまず法教育一般についての導入授業を受けた後、チーム毎に準備を開始、自主的に10数回の打ち合わせを行い、授業テーマの設定、授業案・指導計画書、配付資料等を学生らの手ですべて作成し、2012年3月2日の授業本番に臨んだ。この間、学生らはリハーサルを含め鉢山中学校に数回赴き、担当教員らから直接指導を受ける機会を得た。なお、これまで法教育に触れたことのない学生らのため、法教育関連事業に特化した民間団体「一般社団法人リーガルパーク」の所属弁護士らにその指導・補佐を全面的に委託した。

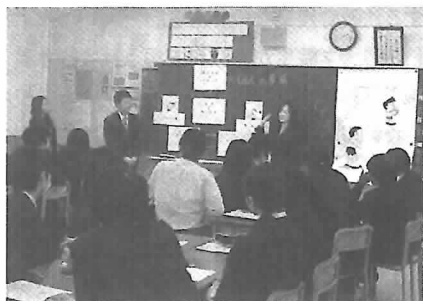
### [2] テーマ・授業内容

Aチーム：「契約の成立」について（中学3年生向け）

申込みと承諾の合致により成立する「契約」を教えることにより、自分の意思に基づく意思表示には責任が伴うことに気付かせるというものである。導入では、アメリカの人気歌手レディー・ガガのコンサートチケットのネット購入といった中学生が興味を抱きやすい事例を用いて質問を投げかけた（チケット1枚2000円は安いと思って慌てて申込みをしたら、実は2000ドル・16万円の間違いだった）。解説部分では、契約についての基本理解（契約成立の要件や、なぜ契約に拘束されるのかなど）を寸劇やイラストを使って分かり易く説明した。再びレディー・ガガの事案に戻り、チケット代金を払うべきなのかどうなのかを考えてもらい、内容的には、「錯誤」という法律の概念をつかって、事例を解決するというものである。

Bチーム：「自力救済の禁止」について（中学2年生向け）

なぜ法は秩序を守ろうとしているのかについて理解してもらう。導入では、自力救済に関する基本例題を



鉢山中学校での法教育授業の一場面。

出し（のび太がスネ夫に本を3日間の約束で貸した。ところが5日経っても返さない。業を煮やしたのび太はドラえもんから通りぬけフープを借りて、スネ夫の部屋に勝手に入って本を取り返した。のび太の行為が許されるか。）、グループでディスカッションしてもらい、意見を発表させた。そして、自力救済が法律の世界ではどのような考えられているかを説明した上で、例外設題を出し、さらに考えてもらう（のび太の目の前でスネ夫が本を誰かに売り飛ばそうとした）。内容は、「自力救済の禁止」というとても難解なテーマであったにもかかわらず、法は究極的にはみんなの自由を守ることにつながるという深い考察も示すことができた。

## 3 教育的意義と社会的意義

法科大学院の学生の自主性に委ね、指導・補佐はできる限り抑制していたため、いかに実験的とはいえ不安も大きかったが、それはまさに杞憂であった。実施する側、受ける側のいずれからも高い評価を受け、とても得るものが多かった。

### [1] 法科大学院生にとっての教育的意義

まず、法科大学院生にとっては、法を知らない人に法を教え導くという、将来、法律実務家になったときに必要とされる能力の養成と、座学で学んだ法の根本的な価値について体系的に向き合う機会が与えられた。「分かっているなければ教えられない。」ということの実践である。たとえば、Bチームが設定したテーマは「自力救済の禁止」であったが、当初は、単に論点的に自力救済が認められる場合の要件を問う内容であった。しかし、打ち合わせを重ねるうちに、学生自らが「法秩序」を守るべき本質的な意味と向き合うこととなり、授業の最終到達点として、法の価値はすべて「個人の尊厳」に辿り着くのだということを教えたいという内容に変貌を遂げた。論点を勉強するのみでは「木を見て森を見ず」となる。法科大学院生に敢えて森を見させるための契機の1つが、自分たちの後輩に

対する法教育授業なのである。

## [2] 法科大学院生が法教育を担う社会的意義

未だ学外に法教育のサポートを求める学校がさほど多くない現時点においてさえ、すでに法教育の担い手不足が生じており、今後、全国的な小・中・高等学校における法教育の普及の機運が高まれば、ますます深刻な人材不足が顕在化してくると思われる。ここに、法曹養成機関である法科大学院において法教育を担う人材を育成し、人材不足を補うことができれば（むしろ主体となり得れば）、全国各地に存する法科大学院の新たな存在意義を見出せる。

また、法科大学院生は、法曹と教員との中間的・介在的立場にあり、双方のサポートを同時に受けることができるので、「法律」と「教育」の分野を実質的に結ぶことを可能とする。実際、学校教員は、弁護士ら法律家に対し少なくない遠慮があり、教育的観点からの意見すら言い難いという傾向にある。しかし、法科大学院生に対しては、「教育実習生」のようなものとして接することができるので、法科大学院生は、教育現場の声を取り入れつつ法教育授業を実施できる格好の存在なのである。冒頭に述べたように、法教育の普及・発展には学校関係者と法曹関係者との連携が不可欠であるが、それぞれが想起する法教育の意義・内容の齟齬を埋めて距離を近づけ、相互の連携を実質的なものとするための特効薬として、今後、法科大学院生を有効活用していきたい。

なお、法科大学院生は、児童・生徒たちとの年齢差が比較的小さく、兄弟のような立場で接することができるので、受入側の抵抗感が少ないことも指摘できる。

## [3] 法科大学院生の感想

法教育授業を終えた法科大学院生はみな一様に疲れと安堵を表していたが、やり甲斐や充実感に満ちており、手応えは十分にあった。授業終了直後に徴したアンケートからいくつかの感想を以下に紹介する。

- ・中学生がこちらが予想していた以上のことを考えて発言してくれたため、とても嬉しかった。例えば、レディー・ガガの日本でのシークレットコンサートについて、「日本でコンサートをやるのだから日本円の表記にすべきだ。」「高額なのに中学生にも送ることがそもそもおかしい。大人かどうか確認すべきだった。」などという発言があり、本当によく考えてくれているんだな、と思った。
- ・テーマを設定するのが一番悩んだ部分だったが、同時に楽しかった部分でもあったように思う。中学生

は予想していたよりも鋭く、また真剣に考えてくれて、色んな部分においてすごく伸びる時期なんだなと実感した。それだけにグループディスカッションでもう少し深い議論まで出来るよう、その導き方を準備しておけばよかったと思った。

- ・自分の法律の知識が正確であるかどうかの確認ができた。また、どうすれば子どもたちに伝わるのか、どのような答えが想定されるかといったことを考えることで、その分野の根本的な意義や価値を考えるきっかけとなった。

アンケートの最後に、リーガルクリニックの科目として法教育授業があった場合に受講するかどうかの問いに対しては、「ぜひ受講したい」・「受講したい」との回答が半数以上を占め、そうでなくても選択肢の1つとしての法教育授業を肯定しており、「受講したくない」との回答は0であった。やり甲斐や充実感の裏側には大変な準備を必要とし、少なくない時間をかけることになるのであるから、法教育授業をするなら、正規に「単位」認定して欲しいという思惑もあるようである。

## 4 まとめ

法教育授業を正規のカリキュラムとするためには、その科目としての位置付けはもとより、実施協力校の選定や学生の指導・サポート体制など検討すべき課題は少なくない。しかし、すでに臨床法学教育を採り入れている法科大学院においてはハードルは高くはない、というのが私の実感である。今後、臨床法学教育に携わる者との連携を図りつつ、その可能性を探るとともに、さらには、法科大学院に「法教育教職課程」なるものを採り入れて法教育の人材養成機関としての役割をも担わせ、法科大学院修士を広く学校現場に送り込んでいくことができれば、新たな日本型法科大学院として、その存在意義を見出していくこともできよう。

- 1) 大村敦志（監修）、東京大学法科大学院・出張教室（著）『ロースクール生が、出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業』（商事法務、2008年）
- 2) 「我が国における法教育の普及・発展を目指して——新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手は——ぐむのために」29頁『法教育研究会報告書』（法務省、2004年）。

（いまい・ひでのり）